

株式会社フィルアップ紹介手数料返金規定（紹介手数料）

依頼者の紹介手数料の支払後に、採用された求職者が下記の期間に、本人の責めに帰すべき事由により解雇された時、又は採用された求職者本人の自己都合により退職した場合、株式会社フィルアップは依頼者に対して下記の規定の通り紹介手数料を返還するものとする。

入社日以降 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 50%
入社日以降 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 30%
入社日以降 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	紹介手数料の 10%